

公式 YouTube チャンネルで オンデマンドセミナー（第3講）を公開 「職場の言い訳」を分かりやすく解説

(株)社会起業家パートナーズ(代表取締役:中村大作、所在地:東京都豊島区巢鴨4-26-3)は、労働環境を改善するアプリ、「Smart 勤怠管理 -GPS で出退勤を自動打刻-」を運営。長時間労働やサービス残業の改善をテーマにしたオンデマンドセミナー(第3講)を7月4日(月)18時から公式 YouTube チャンネルで公開することをお知らせ致します。

■開催目的

企業は働き方改革関連法の施行により、時間外労働を月45時間、年360時間に制限することとなりました。しかし、中小企業の多くは長時間労働の改善はおろか、法令に基づく残業代さえ未払いという、いわゆるサービス残業が続く労働環境になっています。そこで、少しでも働き方が変えられるようなヒントになるよう、長時間労働やサービス残業をテーマとしたオンデマンドセミナーを開催することになりました。Smart 勤怠管理は、あなたらしい働き方を通して、すべての人の生き方を応援します。

■セミナーテーマ

第3講【従業員向け】 職場の言い訳 (公開日:7月4日(月)18時)

- ポイント1 残業代が出ないことはあるの？
- ポイント2 出ないと言われた場合、具体的にどうやって確認するの？
- ポイント3 職場で解決しない場合、誰に相談するの？

■公式 YouTube チャンネル オンデマンドセミナー③

Smart 勤怠管理 : https://youtu.be/2_l2Xb4yXo

- ①「残業代が出ない契約」
- ②「固定残業代で払ってる」
- ③「資格手当に含まれてる」
- ④「営業職だから出ない」
- ⑤「裁量労働制だから出ない」
- ⑥「年俸制だから出ない」
- ⑦「管理職だから出ない」
- ⑧「…ごめん、出せない」

※当スライドは分かりやすさを重視して記載しています
残業代が出ない場合もありますので各スライドで解説します

Q. 次のうち職場からの回答で正しいものはどれでしょうか？



■受講をお薦めの方

長時間労働で悩んでいる方
サービス残業で悩んでいる方
美容業、飲食業、介護、医療、保育、建設、運送、IT など、サービス残業に従事する方
労務管理や給与計算を担当する方

■専門家の監修

共永総合法律事務所

弁護士 新垣 覚(あらかき さとる) <https://kyoei-legal.jp/>

2017年に弁護士登録(神奈川県弁護士会)し、横浜市内の法律事務所に入所。2018年より専修大学法科大学院講師。2020年に第二東京弁護士会へ登録換えし、共永総合法律事務所へ入所。中小企業法務を主として取り扱っている。使用者側の労務問題だけではなく、労働者側の立場での労働審判・労働訴訟等も手掛ける。

■Smart 勤怠管理 -GPS で出退勤を自動打刻-

- 特長 : ①GPS で出退勤を自動打刻します
②時間外労働が一目でわかります
③未払い残業代がないか確認できます
- 内容 : 利用者の勤務状況等をリアルタイムで集計などを行う勤怠管理システムです。利用者が提供したデータに基づき、GPS 位置情報を利用して、出退勤を自動打刻します。
- 機能 : アプリで取得した出退勤データを、全国の「法律相談窓口」に共有することができます。



■ダウンロード方法

Smart 勤怠管理 公式 WEB サイト <https://smarkintaikanri.jp/>

App Store <https://apps.apple.com/jp/app/id1534082523>

Google Play <https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.smarkintaikanri.android>

■商品概要

企業は働き方改革関連法の施行により、2019 年から時間外労働を月 45 時間、年 360 時間に制限することとなりました。しかし、中小企業の多くは長時間労働の改善はおろか、法令に基づく残業代さえ未払いという、いわゆるサービス残業が続く労働環境になっています。さらには 2020 年、労働基準法の改正で、未払い賃金の消滅時効がこれまでの 2 年から 5 年に延長されたことにより、今後は過去 5 年分遡って残業代を請求される可能性があり、その深刻さは「未払い残業代倒産」という言葉ができるほどです。そこで、「残業に特化した勤怠管理システム」を開発することによって、企業の残業体質を見直し、長時間労働を改善、労働生産性が向上できるように企業と労働者の働き方改革を支援します。

■運営会社／(株)社会起業家パートナーズ

ソーシャルビジネスに特化した経営コンサルティング会社。自主事業としても、「コミュニティサロン と和 / 訪問美容 と和」の屋号で美容室や訪問美容の美容事業を展開しています。美容業で初めて、東京ライフ・ワーク・バランス認定企業に選出されており、これらの経験から美容業を皮切りに「長時間労働」や「サービス残業」といった社会的課題を解決に挑戦しています。残業に特化した勤怠管理システムを開発して、美容師と美容室の働き方改革を支援しています。



■本件に関するお問い合わせ先

株式会社社会起業家パートナーズ

労働者支援事業部 Smart 勤怠管理

電話:03-6759-8620 FAX:03-6759-8622 Mail:info@se-partners.jp

住所:〒170-0002 東京都豊島区巢鴨4-26-3 Web:<http://se-partners.jp/>